

# 池田市集団回収奨励金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、再生可能な資源を集団回収している団体（以下「集団回収団体」という。）に対し、奨励金を交付することにより、家庭から排出されるごみの減量化を図るとともに、市民に資源の再利用について啓発することを目的とする。

## (交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる集団回収団体は、市内の各種団体であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 原則として、月1回以上集団回収していること。
- (2) 原則として、2品目以上を集団回収していること。
- (3) 集団回収を実施する世帯数が20世帯以上であること（1世帯が複数の団体に所属する場合は、いずれか1団体にのみ計上すること）。
- (4) 会則等が整備され、会計が明確であり、集団回収により得られた収入等が全て当該団体の活動費として活用されていること。
- (5) その他市長が第1条の目的にかなうと認めた団体であること。

## (団体登録)

第3条 前条の各号に該当し、奨励金の交付を受けようとする集団回収団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる書類を揃えて市長に届出（以下「団体登録」という。）するものとする。

- (1) 池田市集団回収奨励金団体登録届出書（様式第1号）
- (2) 対象団体の設置根拠となる会則等の書類の写し
- (3) 対象団体を構成する者の氏名や住所等が記載された書類の写し
- (4) 集団回収に係る諸経費が適正に出納されることを示す書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

## (交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

## (交付額)

第5条 奨励金の交付額は、別表のとおりとする。ただし、交付対象期間の途中において団体登録があったときは、当該届出日から交付対象期間終了日が6カ月以上であって、原則として、各月1回以上の集団回収を実施している場合に限り、前条の規定にかかわらず当該期間における資源物回収量に応じて別表に掲げる額の半額を交付する。

## (交付申請)

第6条 団体登録を受け、奨励金の交付を受けようとする集団回収団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 池田市集団回収奨励金交付申請書（様式第2号）
- (2) 資源物回収業者が申請団体に対し発行する、集団回収の実施日や品目別回収量等の実績が詳細に確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の適否の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、奨励金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付に適すると決定したときは、当該申請団体に対し、池田市集団回収奨励金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付に適さないと決定したときは、当該申請団体に対し、池田市集団回収奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請団体は、前条の規定による奨励金交付の決定の通知を受けたときは、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 池田市集団回収奨励金交付請求書（様式第5号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに奨励金を交付しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請団体は、やむを得ない理由により交付申請を取り下げようとするときは、速やかに池田市集団回収奨励金団体交付申請取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、速やかに池田市集団回収奨励金交付申請取下承認書（様式第7号）により通知するものとする。

(団体登録内容の異動)

第10条 申請団体は、交付対象期間において、団体登録の内容に異動があるときは、速やかに池田市集団回収奨励金団体登録内容異動届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(確認及び検査)

第11条 市長は、申請団体に対し、集団回収の実施状況、帳簿、書類その他の必要な事項について適宜確認し、又は検査をすることができる。

2 申請団体は、前項に掲げる確認又は検査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条第2項に規定する交付決定の全部又は一部を取消し、池田市集団回収奨励金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽、その他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 第8条第1項に基づく奨励金の請求（申請団体によるものに限

る。) を行わないとき。

(4) 第9条第1項に基づく交付申請の取下げがあったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(奨励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る奨励金を既に交付しているときは、申請団体に対し、池田市集団回収奨励金返還命令通知書(様式第10号)により、期限を定めて、当該奨励金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月11日から実施する。

(経過措置)

この要綱の改正前になされた交付申請については、改正後の要綱の第3条に規定する届出として取扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

別表(第5条関係)

資源物回収量	交付額
10,000kg未満	20,000円
10,000kg以上 100,000kg未満	1kgにつき2円
100,000kg以上	200,000円